

また、事業者が自ら関与した独占禁止法違反行為について、その違反内容を公正取引委員会に報告する等の要件に該当すれば課徴金が減免される課徴金減免制度（いわゆるリーニエンシー制度）が導入されたことに伴い、公正取引委員会が課徴金減免制度対象者を公表した場合に限り、当該事業者の指名停止の期間を一律2分の1に短縮することとした。

② 指名停止等に対する苦情処理制度の新設

指名停止措置の透明性、公正性の一層の向上等を図るため、指名停止等の措置に対する苦情処理制度を新設した。

(9) 平成18年7月の指名停止モデル及び運用申合せ改正

① 「重大な独占禁止法違反行為等」の規定の新設

平成18年7月以前の指名停止モデルにおいても、入札談合等の独占禁止法違反行為等があり、「極めて悪質な事由がある」又は「極めて重大な結果を生じさせた」場合には、運用上、それぞれ別表各号に定める長期の2倍まで指名停止の期間を延長することができることとしていたが、これらの定義が不明確であったため実際の運用に支障を来していた。

このため、指名停止モデルに別表第2第12号として「重大な独占禁止法違反行為等」を追加し、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）（以下「政府調達協定」という。）の適用を受ける工事に関し入札談合等の独占禁止法違反行為等があった場合には指名停止の期間を最大24ヵ月とすることができることを明確化した。

② 首謀者等への加重措置

独占禁止法違反等の不正行為に関し、以下の事実が明らかになった場合は指名停止の期間を加重することとして指名停止モ

デルを改正した。

- ㊦ 独占禁止法違反に係る訴訟の確定判決や確定した公正取引委員会による行政処分や審決等において、談合の首謀者（主導的事業者）であることが明らかになった場合
 - ㊧ 公正取引委員会の調査開始日から遡って10年以内に課徴金納付命令を受けたことがあるとして独占禁止法第7条の2第7項の規定が適用されて課徴金が加算された場合
- ③ 再度の指名停止措置

一度指名停止措置が講じられた事案について、当該指名停止の期間の満了後に同事案に対する建設業法に基づく営業停止等の行政処分があっても、いわゆる「一事不再理の原則」の考え方を踏まえ再度の指名停止措置は講じないこととしているが、「重大な独占禁止法違反行為等」の規定の適用を受けた有資格業者に対しては、その例外として、指名停止措置の期間の満了後においても、当該事案に関し新たな指名停止の事由（極めて悪質な事由）が明らかになった場合には、「当初の指名停止の期間を変更したと想定した期間」から「当初の指名停止の期間」を差し引いた期間をもって新たに措置することができることとした。

(10) 平成20年6月の指名停止モデル改正

国土交通省は、水門設備工事に係る官製談合事件を契機として入札談合防止対策について改めて検討し、平成19年6月に「水門設備工事に係る入札談合等に関する調査報告書」を公表した。これを受けて指名停止モデルが改正され、大規模工事に係る独占禁止法違反行為等に対するペナルティの強化の観点から、政府調達協定の適用を受ける工事に関し入札談合等の独占禁止法違反行為等があった場合

で刑事告発を受けたとき等における指名停止の期間（長期）を24ヵ月から1.5倍相当の36ヵ月に延長することとした。

(11) 平成27年3月の指名停止モデル改正

平成25年に成立した改正独占禁止法が平成27年4月から施行されることを受け、指名停止モデルの改正を行った。

改正法では公正取引委員会が行っていた審判制度が廃止され、排除措置命令等の行政処分に対する不服審査機能は抗告訴訟として東京地方裁判所が専属管轄することとなった。これにより、公正取引委員会の審決によって新たに独占禁止法違反行為の首謀者が明らかになり指名停止の期間を加重するという場面が想定できなくなったため、第4第2号の規定から「審決」の文言が削除された。

第5～7号、12号イ（独占禁止法違反行為）

措 置 要 件	期 間
<p>（独占禁止法違反行為）</p> <p>5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p>
<p>イ 当該部局の所属担当者</p> <p>ロ 当該部局の所属担当者以外の当該機関の所属担当者</p>	<p>3ヵ月以上12ヵ月以内</p> <p>2ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>7 当該部局が所管する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>刑事告発を知った日から 1ヵ月以上9ヵ月以内</p>
<p>（重大な独占禁止法違反行為等）</p> <p>12〔A〕当該機関の所属担当官又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6ヵ月以上36ヵ月以内</p>

定する特殊法人等で当該機関の所掌に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のイ又はロに掲げる事由に該当することとなったとき（当該工事に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。（注1）

イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。

12〔B〕当該機関の所属担当者、当該機関を所掌する国の機関の職員又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等で当該国の機関の所掌に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のイ又はロに掲げる事由に該当することとなったとき（当該工事に、その請負金額が国の政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用基準額以上であるものが含まれる場合に限る。）。（注2）

イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は

刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から6ヶ月以上36ヶ月以内

有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。。

(注1) 12〔A〕は、国の機関について適用する。

(注2) 12〔B〕は、国以外の機関について適用する。

〔運用申合せ〕

7 モデル別表第2関係

二 独占禁止法第3条に違反した場合（第5号から第7号まで及び第12号イ）は、次のイからニまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

イ 排除措置命令

ロ 課徴金納付命令

ハ 刑事告発

ニ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

三 独占禁止法第8条第1号に違反した場合（第5号及び第6号関係）は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止措置を行うものとする。

四 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第2第5号から第7号まで及び第12号イに規定す

る期間の短期を下回る場合においては、モデル第3第3項の規定を適用するものとする。

五 「業務」（第5号及び第15号関係）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものであること。

1 独占禁止法違反行為に対する厳正な対応

公正で自由な競争を促進することを目的とする独占禁止法は、「私的独占」、「不当な取引制限」及び「不公正な取引方法」の3種類の行為を禁止しているが、公共工事において主に問題となる入札談合はカルテルの一種として「不当な取引制限」に該当するものと解されている。

公共工事は、いうまでもなく国民から預かった貴重な税金を原資として実施されるものであり、より良いものをより安く調達するという基本的な理念の下、会計法や地方自治法等の関係法令に基づいて、公平性、透明性、競争性が十分に確保された入札契約制度により受注者が決定されるべきものである。一方入札談合をはじめとする独占禁止法違反行為は、有資格業者間の話し合いによる受注調整や不当な価格のつり上げにより特定の業者が不当な利益を手にすることになるだけでなく、本来当該工事を受注すべき技術的適性が無い業者が受注者となることもあることから、会計法の適正な運用、なかならず公共工事の品質の確保の観点から発注者として決して許してはならない行為である。こうした行為は、工事事務等とは異なり、意図的かつ組織的に行われるのが一般的であることから、別表第1の措置要件に比べて重い措置を講じることとし、入札談合等の独占禁止法違反行為の発生を抑止に努めている。

なお、指名停止措置の対象となる独占禁止法違反行為は、公共工事の入札に係るものに限らず、有資格業者の事業活動全般がその対象となる。このため、例えば建設資材の販売に際して事業者間で価格の共

同引上げを行ったとして公正取引委員会から排除措置命令を受けた事業者が有資格業者であった場合には、当該事業者は指名停止措置の対象になるということである。

2 各号の関係

独占禁止法違反行為に対する指名停止措置については、発注者と事案が発生した区域によって期間を区分している。このうち部局発注工事におけるものに対しては最も厳しい措置を講ずることとしており、自機関の他部局発注の工事の場合についてはこれに準じた取扱いをすることとし、全国対応をすることとしている（第6号）。一方、他機関の発注工事の場合は、独占禁止法違反行為が発生した区域が部局の所管区域内である場合のみ指名停止措置を講ずることを原則としつつ（第5号）、一般役員等が刑事告発をされた場合には、事案の重大性に鑑みて全国対応をすることとしている（第7号）（図表22参照）。

図表22 独占禁止法違反要件（別表第2—第5～7号、12号イ）の適用関係表

区分・種別	所管区域内	所管区域以外
自機関発注工事の違反行為 〔別表2第6号〕	3～12ヵ月	2～9ヵ月
他機関発注工事の違反行為 〔別表2第5号〕	2～9ヵ月	（適用なし）
他機関発注工事の違反行為 （一般役員等以上が刑事告発） 〔別表2第7号〕	（適用なし）	1～9ヵ月
重大な独占禁止法違反行為等 〔別表2第12号イ〕	6ヵ月～36ヵ月	